

法の遵守

FDKグループは、従業員一人ひとりの行動の基準となる「FDK企業行動指針」を2000年に定めています。この行動指針において、「法令および社会規範を遵守し、高い倫理観をもって行動する」という方針を明確に示し、消費者やお取引先の信頼を得られるように努めています。この行動指針をイントラネットに掲載するとともに、各職場に掲示して全従業員が常に確認できるようにすることで、個人の自覚と行動をうながしています。

コンプライアンス関連規定の整備

FDKグループでは、コンプライアンスの徹底を目的として、2016年9月にコンプライアンス規程を制定しました。また、同規程のもと、2017年2月に、ビジネスに与える影響が特に大きい独占禁止法、贈収賄、反社会的勢力の分野について、より具体的な細則とガイドラインを制定しました。

教育の実施

FDKグループでは、新入社員、新任課長等を対象とした階層別研修において、社内規則や外為法、製造物責任法、独占禁止法、個人情報保護法などの業務に関係の深い法令について社内講師による解説を行ない、理解促進を図っています。この他にも、全従業員を対象とした、様々なコンプライアンス教育を実施しています。

輸出管理および下請取引の分野については、各事業所において、定期的に集合研修を行なっています。2016年度は、輸出関連法規の遵守を徹底するため、全従業員に受講を義務づけたe-learning「安全保障輸出管理違反防止に向けて」の実施、および実務者を対象とした「該非判定研修」を実施しました。



集合研修の様子

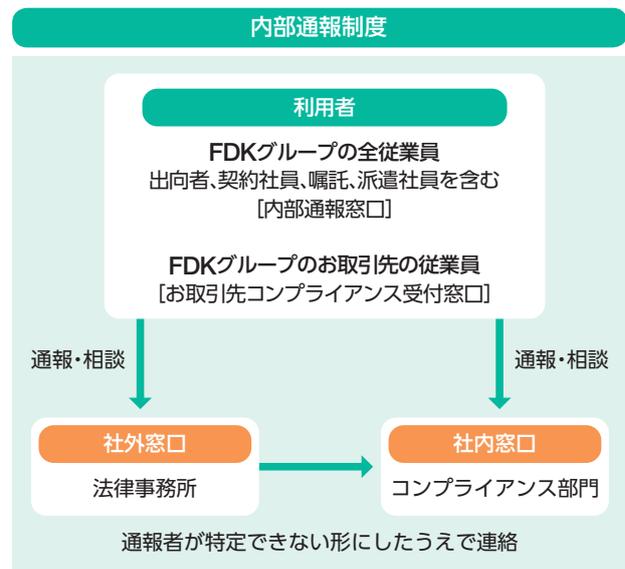
事業運営に関わる法規制の遵守

FDKグループの事業推進にあたり、様々な関連法規、基準などがあります。これらの遵守は当然、社会動向や学術面の最新情報なども踏まえ、倫理的な側面でもコンプライアンスの徹底を図っています。事業に関わる事項については、安全衛生委員会、環境管理委員会、含有化学物質管理委員会、輸出管理委員会、製品安全化推進委員会などの関連組織を設置し、事業運営、製品品質の両面で取り組んでいます。

内部通報制度

FDKでは、FDKグループ全従業員（出向者、契約社員、嘱託、派遣社員を含む）から社内ルール違反や法令違反行為に関する通報・相談を受け付ける「内部通報窓口」を2006年に設置しています。また、2016年9月には、「お取引先コンプライアンス受付窓口」を開設し、FDKグループと取引のあるお取引先からの通報を受け付けています。

「内部通報窓口」および「お取引先コンプライアンス受付窓口」においては、「内部通報規程」によって通報者の秘密が確保されるとともに、通報を行なったことによるいかなる不利益も受け取ることが保証されています。通報に基づく調査の結果、問題が認められた場合は、すみやかに改善措置を講じています。



情報発信

FDKでは、イントラネットを利用して、社内ルールの説明、法令の改定情報、違反事例の紹介など、コンプライアンスに関する様々な情報を従業員に提供し、法令遵守に対する意識の向上に努めています。